

父子家庭の児童扶養手当 申請を受付けています！

児童扶養手当
児童家庭課児童家庭係
☎(24)2111
内線446・447番
特別児童扶養手当
社会福祉課障害福祉係
☎内線455番

ひとり親家庭を支援するため、8月分手当から父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになりました。

支給するためには申請（認定請求）が必要です。11月30日までに手続きをしてください。（11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。）

子ども手当創設に伴う新規対象者の手続きについて

平成22年4月1日時点で子ども手当の支給要件に該当する子どもがいる場合、9月30日までに手続きを完了したものに限り4月（または支給要件に該当する日）にさかのぼって支給されます。

なお、公務員の方は勤務先での手続きとなります。

児童扶養手当				
対象者	支給要件のいずれかに該当する児童（18歳到達後最初の3月31日までの児童、または満20歳未満で一定の障害の状態にある児童）を養育する父（母） ただし、公的年金を受給できる人や児童が父の配偶者に養育されている場合などは対象になりません。			
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○父母が婚姻を解消した児童 ○母（父）が死亡した児童 ○母（父）に重度の障害がある児童 ○母（父）が1年以上遺棄している児童 ○母（父）の生死が不明な児童 ○母（父）が1年以上拘束されている児童 ○母（父）が婚姻によらないで生まれた児童 			
支給額（月額）		児童1人	児童2人	児童3人以上
	全部支給	41,720円	46,720円	49,720円 （児童1人増えるごとに3,000円加算）
支給時期	一部支給（前年の所得に応じて決定）	9,850円 ～41,710円	児童1人の支給額に5,000円加算	児童1人増えるごとに3,000円加算
	必要なもの	受給資格者及び該当する子どもが入っている戸籍謄本や所得証明等		

4月以降に転入された方や子ども手当（児童手当）を受給している方に新たに第2子以降の子どもが出生した場合の額改定申請などは、経過措置の適用対象外となりますので、手続きをお願いします。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届を提出してください

現在、児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給されている方に、所定の様式を送付しますので、必要事項を記入のうえ8月中に提出してください。

提出されないと、手当が受けられなくなりますので、忘れずに提出してください。

※現況届を2年間提出しないと受給資格が無くなります。

また、5月から6月に「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」が送付されている方は、現況届と併せて提出してください。

提出をされないと児童扶養手当の2分の1が支給停止となる可能性がありますので、不明な点がある場合には必ずご連絡ください。

平成21年度 住民基本台帳閲覧状況の公表

市民課 市民係
☎(24)2111 内線 226番

住民基本台帳法により台帳の閲覧ができる事由については厳しく制限されており、閲覧状況についても定期的に公表することとなっています。平成21年度の閲覧状況を公表します。

平成21年4月1日～平成22年3月31日まで

閲覧者氏名又は名称	閲覧事由（利用目的）	閲覧年月日	閲覧した住民の範囲
社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「家計消費状況調査」の対象者を抽出（委託者：総務省）	平成21年4月16日	大山町2丁目32番地から38番地までの区域に居住する男女43人
		平成21年8月4日	大山町1丁目、緑町5丁目9番から21番、平成5年7月29日生まれまでの男女86人
		平成21年12月4日	大山町1丁目の区域に居住する男女43人
毎日新聞社 社長 朝比奈 豊	「読者世論調査」「時事問題世論調査」の対象者を抽出	平成21年7月14日	落石町5丁目、平成5年9月30日生まれまでの男女16人
株式会社地域創造研究所 代表取締役 五嶋 謙一郎	「道民意識調査」の対象者を抽出（委託者：北海道）	平成21年7月28日	南が丘町3丁目、平成元年7月1日生まれまでの男女10人
大山町北町内会 会長 島村 洋四郎 緑町町内会 会長 浜屋 良吉	敬老会対象者の事前調査	平成21年8月27日	大山町1丁目の一部、大山町4丁目の一部、大正10年、昭和7年生れの男女24人
		平成21年9月18日	緑町1丁目から5丁目、昭和8年9月1日から昭和9年9月3日生まれまでの男女37人
株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 若杉 五馬	「全国たばこ喫煙者率調査」の対象者を抽出（委託者：日本たばこ産業）	平成21年12月16日	市全域、大正9年5月1日から平成2年4月30日生まれまでの男女20人
株式会社藤原環境科学研究所 代表取締役 藤原 陽三	「家庭部門における省エネ・新エネ機器（設備）の導入意向等調査」の対象者を抽出（委託者：北海道）	平成22年1月22日	市全域、昭和19年1月2日から昭和60年1月1日生まれまでの男女100人

医療費助成制度

重度心身障害者医療費助成制度 ひとり親家庭等医療費助成制度 乳幼児等医療費助成制度

重度の障害をお持ちの方、ひとり親家庭の方、小学生までのお子さんを対象に医療費の助成を行っています。手続きをお忘れの方、自分が該当になるかわからない方はお問い合わせください。

重度心身障害者医療費助成制度

対象

・身体障害者手帳1、2級または3級の一部（内部障害）の方

・重度の知的障害（「A」判定の療育手帳の交付を受けている方等）の方

・精神障害者保健福祉手帳1級の方（通院等が対象となります。ただし入院、訪問看護は対象外）

助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割になります。（住民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ）

対象

ひとり親家庭等医療費助成制度

・18歳未満の子を扶養または監護（進学等で20歳未満の子を扶養）しているひとり親家庭の母または父と子・両親の死亡または行方不明等により、他の家庭で扶養または監護されている18歳未満の子（または扶養さ

れている20歳未満の子）

助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割になります。（住民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ）
母または父は入院時のみ助成の対象になります。

乳幼児等医療費助成制度

対象 0～12歳までの乳幼児等

助成の範囲

小学校就学前の方は、初診時一部負担金のみで病院を受診できます。ただし、小学生については入院・訪問看護のみ対象となります。
※入院時の食事代・予防接種等、保険適用外の費用は助成の対象になりません。

所得制限

すべての助成制度には所得制限があります。主に生計を維持している方の所得が表1の限度額未満であることが要件です。

【表1】所得制限限度額（単位：円）

扶養親族等の数	重度医療	ひとり親医療	乳幼児等医療
0人	6,287,000	2,360,000	5,320,000
1人	6,536,000	2,740,000	5,700,000
2人	6,749,000	3,120,000	6,080,000
3人	6,962,000	3,500,000	6,460,000
4人	7,175,000	3,880,000	6,840,000

※収入額ではありません。給与収入の方は給与所得控除後の所得額を参考にしてください。

更新手続き

助成制度を受けている方には、新しい受給者証を7月中旬に郵送していますが、転入してきた方や所得及び扶養状況等の確認が必要な方は更新手続きが必要となります。

また、小学生で乳幼児等医療費受給者証をお持ちだった方については、受給者証の更新はしませんので入院する時に改めて申請をお願いします。手続きが必要な方には、7月中旬に申請書を送付していただきますので、まだ手続きをしていない方は早めにお済ませください。

受給者証をお持ちの方で、氏名、住所、加入している医療保険が変更となった場合は、14日以内に届けることになっていますので、忘れずに手続きをお願いします。

市民課医療給付係

〒(24) 2111 内線 321・467番

～男女共同参画社会実現に向けての現状と課題～ No.3

「育児・介護休業法」が改正されました！

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働けることができる社会の実現を目指して、育児・介護休業法が改正されました。（施行期日：原則平成22年6月30日）
改正のポイントを数回に分けて解説します。

①子育て中の短時間勤務制度及び ②所定外労働(残業)の免除の義務化

現 行

3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度・所定外労働(残業)免除制度などから1つ選択して制度を設けることが事業主の義務



改 正 後

① 3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度(1日原則6時間)を設けることが事業主の義務になります。
② 3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働(残業)が免除されます。

企画調整課企画係 ☎(24)2111 内線 221番